

# 「地方」でのゴミ処分場建設と地域間対立

## - 福島県小野町の事例 -

山 本 健

### 1. はじめに

近年のゴミ問題は、その発生源たる大都市圏のみならず、人口も少なく、これといった産業もない、それ故に、ゴミ問題とは一見、無縁な「地方」でも多発している点にその特徴がある。<sup>(1)</sup> これは、①生産・情報活動たる「動脈経済」のみならず、ゴミ処分という「静脈経済」の面でも、今や「地方」が大都市圏とリンクさせられ、②都市住民の快適な生活を、その根底から支えるべく「地方」が大量の都市ゴミを引き受ける役割を担う存在になりつつあることを物語っている。

それでは、なぜ、大都市は「地方」に大量のゴミを排出し続けることが可能なのか。この素朴で基本的な問いを考える上で参考になるのが、柳田國男の「中央（都市）と地方（農村）の関係」についての指摘である。柳田はすでに半世紀以上も前に「地方文化建設の序説」という論文<sup>(2)</sup>（1925年）で、中央（都市）が地方（農村）に対して君臨できたのは、都市が地方にとって魅力的な産物（新しい芸術、宗教、製造品、知識そして情報）すなわち「文化」を創り出せたからである。それ故、都市がその地位を維持するためには、都市みずからが「文化」を常に新しくする必要に迫られていた。もし「文化」を創造することが出来ないなら

ば、都市は地方（農村）に支配されてしまう、と。このような都市に備わる属性から、大都市は「地方」にはない「快適で便利な生活」を提供するモノ作りのため、常に開発重視政策を探り続ける必要にせまられている、と言えよう。そして、その結果として大量のゴミが大都市圏で集中的に発生することになる。もちろん、ゴミは都市の「快適で便利な生活」にとって不要で不快なモノである。都市での地価の高騰、それに伴うゴミ処理施設建設の困難。これらを口実に、大都市はゴミの「自区内処理の原則」を放棄し、ゴミの越境処理を開始した。つまり、都市の大量のゴミを「地方」に搬出して、その処理を「地方」に委ねることになった。ただし、この越境処理業務を実際に行うのは、大都市の各自治体から委託を受けた民間処理業者であり、彼らは私企業として営利追及の論理に従って越境処理している。このような処理業務は近年ますます増加の傾向を示し、冒頭で述べたように、「地方」でのゴミ問題が多発する結果に至っている。

ところで、「地方」でのゴミ処分場の立地条件とはどのようなものであるのだろうか。これに関して、たとえば、全国産業廃棄物連合会<sup>(3)</sup>によると、それは、①ゆるやかな丘陵地帯、②汚染につながる水源が近くにない、③交通の便がよい、

④国立公園指定など環境面での制限がなく、さらに⑤ゴミ発生源の首都圏に近い、という諸条件である。これらの諸条件を総合的に判断すると、処分場の最適地は千葉県と福島県南部である、という。

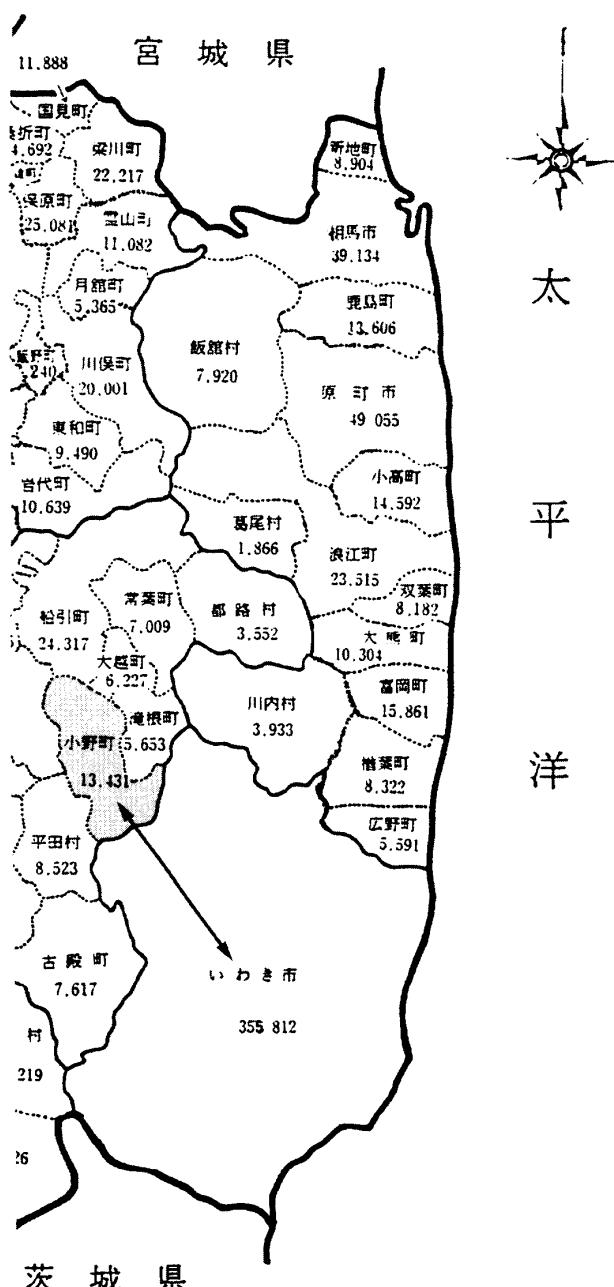
筆者は前者の千葉県について理論的な見通しを述べる機会<sup>(4)</sup>を得ていたが、後者の福島県につ

いては、まだ具体的な問題の事例を紹介している段階である。本稿では、本誌前号<sup>(5)</sup>（第4号、1996年）に引き続き、福島県でのゴミ処分場をめぐる問題点を具体的な事例をあげて紹介し、それに対する筆者の私見を述べてみたい。

## 2. 福島県田村郡小野町の特徴

本号では具体的な事例として、福島県田村郡小野町<sup>(6)</sup>での一般廃棄物最終処分場をめぐる問題点を取り上げることにする。小野町は福島県の中通り地方の、阿武隈山系の山々に囲まれた人口13,431人（1990年度の国勢調査）の小規模な町である（図1）。同町の財政状態であるが、1991年度の普通会計決算総額は49億6,200万円で、国および県からの補助金は26億5,500万円（総額に占める割合は53.5%）〈その内訳：地方交付金20億6,100万円、国庫支出金2億9,900万円、県支出金2億9,500万円〉に達する。すなわち、同町の財政は典型的な中央（国や県）依存型の構造であった。それ故に、小野町も町の活性化のために、独自の収入源を確保する必要に迫られていたと言えよう。

この様な状況下にある小野町に、平成4年（1992年）、一般廃棄物最終処分場の建設計画が持ち上がった。次節では、この建設をめぐって、小野町と隣接するいわき市の住民、それぞれの行政、そして建設業者の対応とそれぞれの論理を考え、処分場をめぐる今日的な問題点を剔出してみたい。



[図1] 福島県田村郡小野町といわき市の位置

### 3. 小野町の一般廃棄物最終処分場建設をめぐる経緯

#### (1) 小野町での処分場建設と町の対応

小野町の一般廃棄物最終処分場問題は、平成5年（1993年）2月に「ウイズ・ウェイスト・ジャパン」（本社：埼玉県大宮市）

（以下、ウイズ社と略記）が同町南田原井の町有地約21ヘクタールを借り受け、約80億円をかけて建設する覚書（「一般廃棄物管理型最終処分場設置に関する覚書」）を小野町と締結したことに端を発する。ウイズ社はリサイクルを中心とした廃棄物の総合企業化を図り、昭和63年（1988年）に群馬県の新治村に第1号の一般廃棄物最終処分場を設置したのを初めとして、平成4年（1992年）に同県草津町に「草津ウェイストパーク」を造った実績を持っていた。そして小野町の処分場<sup>⑦</sup>は同社の3番目の施設であった（写真1）。

ところで、この小野町の処分場面積は約10ヘクタールで、埋め立て容積は約86万立方メートルである。搬入される廃棄物は、生活ゴミを焼いた灰、不燃物の燃えかすなどである。埋め立てる場合、焼

却灰などの処分物7割に対して、土を3割混ぜながら、常に平らな状態で埋める「サンドイッチ方式」を採用している。搬入の時間は午前7時～午後5時までだが、通勤・通学の時間帯を外すため、実質的には午前9時からの搬入となる。なお、同施設の利用期間は平成8年～18年までの10年間である<sup>⑧</sup>（写真2）。



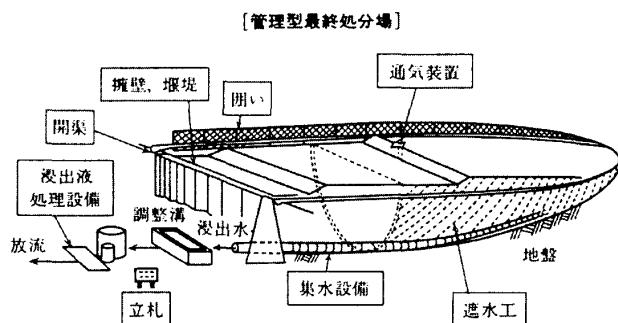
〔写真1〕小野町の一般廃棄物最終処分場



〔写真2〕小野ウェイストパークの表示板

この施設は一般廃棄物最終処分場の中でも「管理型」と呼ばれるものである<sup>(9)</sup>（図2）。ここに特徴は5層構造の遮水シートを使用している点にある。遮水シートは厚さ2ミリと1.5ミリのゴム製防水シートの間に、不織布を2枚ずつ交互に重ねて5層構造にし、特殊粘着剤で接着してある。このため、先のとがったものが刺さっても衝撃が吸収され、かりに1枚目のゴムシートが破れても2枚目のシートの働きで汚水が地中に漏れないシステムになっている。また、遮水シートを利用した機能監視システムが備わっているため、どのシートが異常なのか判断できる、という（ちなみに、処分場は41ブロック（1ブロック 1700m<sup>2</sup>）に分割されている）（写真3）。業者側はこのような管理システムを説明し、処分場の安全性を強調している。<sup>(10)</sup>

ところで、「迷惑施設」と考えられている廃棄物処分場を誘致する小野町の事情（戦略）とは、どのようなものであったのだろうか。小野町では



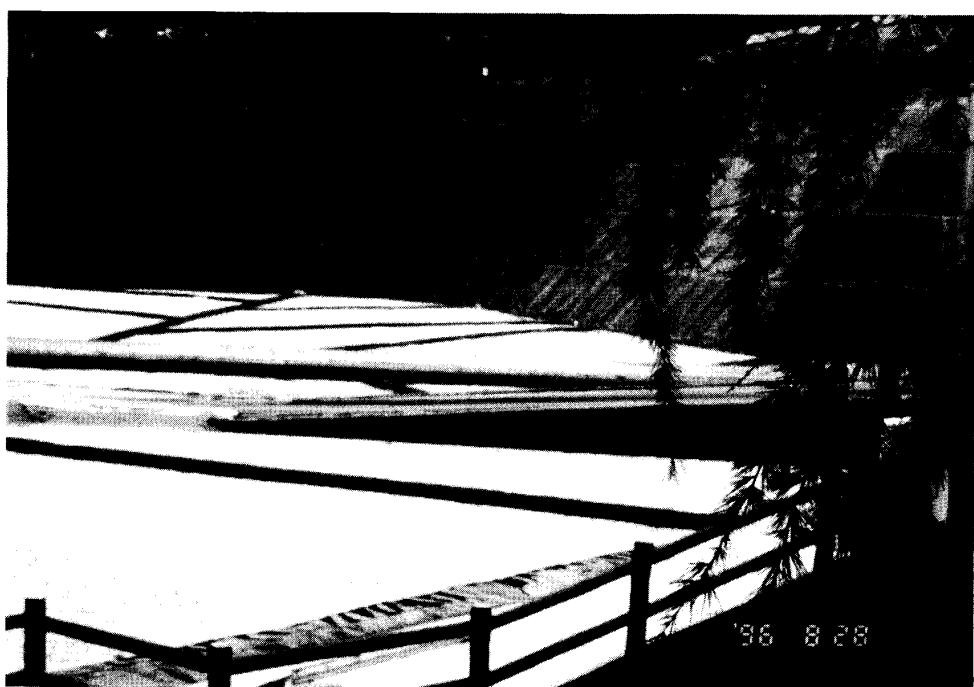
〔図2〕管理型最終処分場のモデル

〔典拠〕高杉晋吾『産業廃棄物』（岩波新書、40頁）

町自体の埋め立て地が満杯になるため、新たな最終処分場の建設を迫られていた。しかし、土地はあるものの町独自で安全な施設を設置するには20～30億円が必要とされた。上記したような約50億の町財政から、この金額をどうひねり出すか町は苦慮していた。さらに、平成2年（1990年）に隣接する滝根町、大越町とともに田村東部環境衛生組合（管理者は小野町町長）を組織し、田村東部環境センター〔焼却場〕設置の準備をも進めている。これからでの焼却灰の処分地を確保することも急務であった。

このようなさまざまな問題が浮上し始めた平成2年、ウィズ社の話を持ち込まれた。翌平成3年、町議会は群馬県にある同社の最終処分場を視察し、平成5年に上記した覚書を締結した。

このような小野町の対応からうかがえる町の論理は、次のような町長の発言に要約できよう。それは、すなわち、「これと



〔写真3〕小野町の一般廃棄物最終処分場の各ブロック

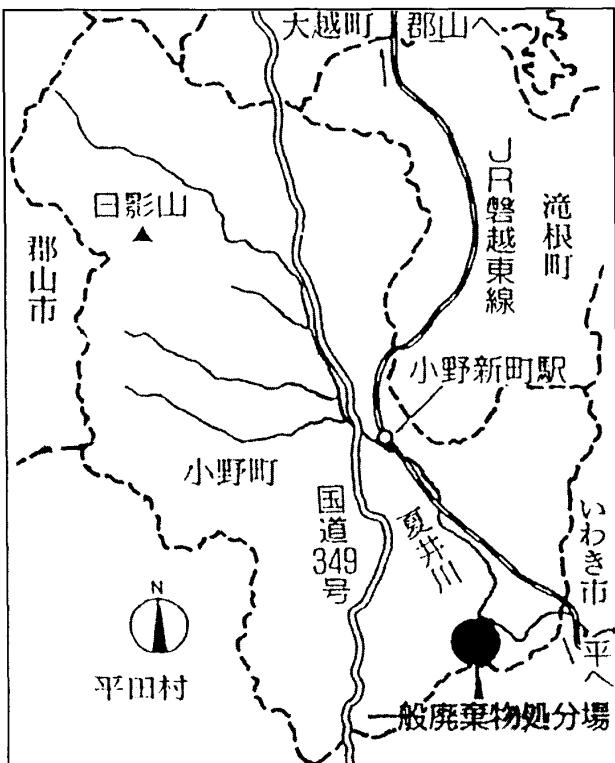
## 調査報告 「地方」でのゴミ処分場建設と地域間対立

いった産業もない町にとって、〔最終処分場は〕有利な施設だ。・・・金のない町が〔処分場を建設する〕土地を提供し、処分場がなくて困る首都圏が金をだす。〔これは〕列島規模の相互補完である」<sup>(1)</sup>、と。この町長の発想それ自体は理論的には正当な経済行為であり、財政的に弱い自治体が「廃棄物の最終処分場」という“商品”をめぐって、商談を成立させ、町の活性化に努めようとする行為である、と判断できる。事実、町はこのビジネス（処分場誘致）を介して、①未利用の町有地が利用可能になるばかりでなく、町の試算では、②10年間の処分場の賃貸料として10億円が入ってくる、ことになる。さらに、処分場に至る町道の拡張工事、処分場から出る土砂の処理のために隣接地に造る森林公园（写真4）などが予定されていた。その諸経費は10億円相当になると言われている。また、施設が稼働すれば、町の一般廃棄物はこの小野ウェストパークで無料で処理されることになる。

以上の経緯から、そして町長の発言からも、「地方」の、特に「過疎地域」の置かれている経済＝財政的な厳しい状況が理解できる。このような状況下の自治体が独自の“商品”を、それを欲しがっている「中央」＝首都圏の各自治体に売却・賃貸するというビジネスは、町の一般財政を潤す一つの有効な方法である。

[写真4] 小野ウェイストパークわきの森林公园

ところが、問題は小野町の処分場建設現場が小野町と隣接するいわき市との境界ぎりぎりの所に、すなわち、町を流れる夏井川の最下流に位置している点にある（図3）。小野町内では、処分場が町の南のはずれに、しかも町有地であったため



[図3] 小野町での廃棄物処分場の位置



に、平成 7 年（1995 年）8 月までの約 2 年間、表立った建設反対の声をあげる者はいなかった。<sup>(12)</sup> いち早く処分場の建設反対の声をあげたのは、夏井川の下流住民たる、いわき市民であった。

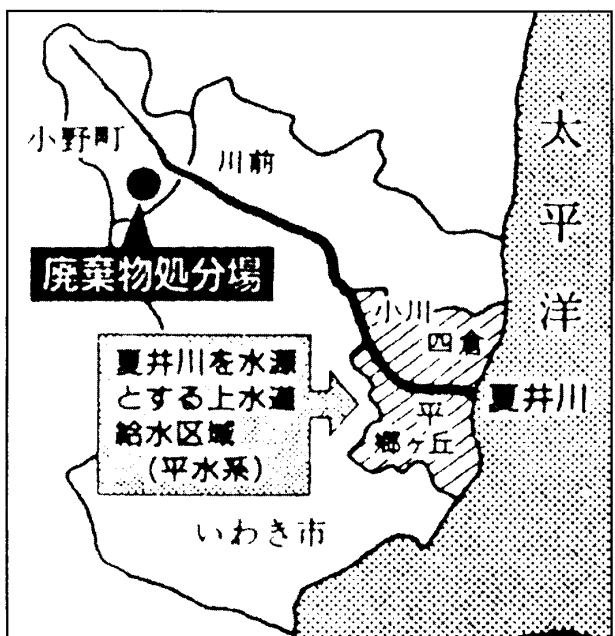
## （2）隣接自治体（いわき市）といわき市民による第 1 次反対運動

いわき市では昭和 63 年（1988 年）に常磐自動車道が開通した。この開通でいわき市内では多数のゴルフ場や廃棄物処分場の大規模建設計画に拍車がかかった。そのため、ゴルフ場の芝生を維持するために散布される農薬や処分場での汚水流出台などで、水環境（飲料水）に不安を持つ市民の間で水源地保護運動が始まった。こうした運動を経て、平成 4 年（1992 年）にいわき市は東北で初めて、従来よりも厳しい排水基準を定めた「水道水源保護条例」を制定していた。<sup>(13)</sup>

平成 5 年 5 月、ウィズ社が処分場の設置許可を県に申請した。処分場の建設予定地がいわき市の水源でもある夏井川上流であったため、郡山保健所は同年 9 月いわき市に「周辺環境への影響調査」（環境アセスメント）を求めた。これに対し、いわき市は「廃棄物の大半を他地域から持ち込み、10 年間で約 131 万 m<sup>3</sup> を埋め立てる事業計画はあまりにも広大である」として①規模の縮小を、②市水道水源保護のため排水基準の順守、排水の定期水質検査、その記録の保存を、そして③公害防止協定の締結を要求した。すなわち、いわき市は、「行政区域が異なるので反対などとは言えないが、好ましいものではない」という立場であった。ともあれ、この市のアセスメントがいわき市議会で報告されることによって、夏井川下流

のいわき市民は上流の小野町の廃棄物処分場建設を知るところとなった。<sup>(14)</sup>

平成 6 年 1 月に、「処分場の所在地は小野町だが、排水はいわき市の 2 万 2 千戸（約 7 万人）（図 4）が水道水源とする夏井川に流されるので、夏井川が汚染される危険あり」を理由に、この処分場の建設に反対する市民たちが、「夏井川流域ネットワーク」を結成した。同年 3 月 2 日、この「ネットワーク」代表が記者会見し、10 日に県・小野町そしていわき市に、次のような公開質問状<sup>(15)</sup>を提出した。その質問状では、①建設予定地の大部分がいわき市民の飲料水の水源地であり、処分場からの排水などが飲料水に混入する恐れがある。②運び込まれる一般廃棄物は埼玉県の各自治体のゴミ焼却場から排出される焼却灰を含めて 95% 以上が首都圏からのものである。これは一般廃棄物の「自区内処理の原則」に反する。そして③最終処分場は半永久的な管理が必要となるが、建設・管理会社が倒産した場合はどうなるのか、などが問題点として指摘されていた。とく



〔図 4〕 夏井川を水源とするいわき市上水道給水地区と小野町の廃棄物処分場の関係

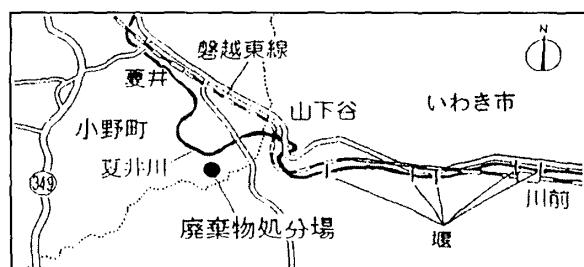
## 調査報告 「地方」でのゴミ処分場建設と地域間対立

に、一般廃棄物の最終処分場が営利を目的にする民間会社に委ねることは、自治体の責任放棄〔責任のすり替え〕と言わざるをえない。同ネットワークは建設反対の署名運動を3月から開始し、8月に24,289人の反対署名を県に提出した。

これに対して、処分場建設の許認可権を持つ県（県環境保全課廃棄物対策室）の態度は、「小野町の試みはゴミ処理は市町村が直営で実施すべきとする県の方針に反するが、しかし法律違反ではない。県産業廃棄物処理指導要綱を適用する形で慎重に審査したい」<sup>16)</sup>（平成6年1月）というものであり、また3月には福島県保健環境部が処分場の規模縮小を求めるいわき市の意見を業者に伝えることを約束したが、県の基本方針は「県外のゴミが本県で集中的に処分されることは好ましくない。県内の市町村に直営処理を指導し、自区内処理を要請する」<sup>17)</sup>というものであった。つまり、県は建設を不許可にするという踏み込んだ判断を出さなかった。そして平成7年4月6日、県（郡山保健所）は処分場の容積を85万7860m<sup>3</sup>に縮小することを条件に、設置を許可した。そして4月26日に小野町、いわき市そしてウィズ社の三者が建設、運営に関する公害防止協定を結んだ。<sup>18)</sup> この時点で、「夏井川流域ネットワーク」を中心とする第1次処分場建設反対運動（平成6年1月～7月4日）はその役割を終えた。

### (3) 水利権者を中心とする第2次反対運動 (平成7年5月～現在)

ところが上記の三者協定では、建設予定地から3~10キロ下流の山下谷、川前両地区（図5）の農業用水利権者[農家]の同意の必要性は言及さ



[図5] いわき市川前・山下谷地区と廃棄物処分場の位置

れておらず、県は彼らの同意を得ないまま設置認可を出していた。<sup>19)</sup> この県の態度に反発した水利権者が中心となって「小野町処分場に反対するいわき市民の会」(以下、「市民の会」と略記)が平成7年5月に結成され、新たな反対運動が展開されることになる。「市民の会」は「水利権者の同意を得ずに県が処分場の設置を許可したのは違法」として、設置許可の取消しなどを求める事を申し合せた。<sup>20)</sup> これによって、従来の「水道水源である夏井川の汚染」を心配して反対運動に立ち上がった「夏井川ネットワーク」主体の反対運動に較べて、運動に幅が出てきたと言えるであろう。そして、この点が第二次反対運動の特徴でもある。

こうした中、小野町の町有林を開発するために必要な「林地開発許可」を県中林業事務所がまだ出していないことが明らかになった。<sup>(21)</sup>「市民の会」は県の行政手続きに不自然な点が多いと反発を強めた。ウイズ社の林地開発申請書によると、処分場開発区域 21.8ha のうち森林伐採面は 9.9ha である。県中林業事務所は「県森林審議会森林保全部会規定で、10ha 未満の伐採の場合は同保全部会の審議が不要とされており、林業事務所の専決で許可できる」として開発許可申請の受理はイコール許可と受け取っていい、と説明していた。また同事務所は「林地開発許可申請の手引き」

で水利権の範囲を「放流する箇所からの一時放流点までの水利権」と定義していることから、「処分場の処理水は沢に注いだ後、数百メートル先の夏井川に合流する。したがって、川前地区の水利権者〔農民〕の同意は不要」との見解を示していた。

これに対し、「市民の会」は平成7年5月17日に県などに処分場の設置許可取消しなどを求める要請書を送付した。<sup>(22)</sup> 同時に「市民の会」は処分場建設予定地の見学会を開いて、調整池が建設される一帯と処理水が放流される沢付近を見て回った。<sup>(23)</sup> その結果、処理水が流れる予定の沢は処分場の敷地内を通っている上、①排水口から夏井川の合流点まで直線距離で50メートルしか離れていない、②水量はほとんどなく、枯れ沢に近い、などの事実が確認された。こうした事実から、「市民の会」は「処分場の排水は夏井川に直接注ぐのに等しい」として、処分場建設で「夏井川の水利権者の同意は不要」とする県に対して、見解の変更を強く迫る方針を固めた。

県中林業事務所は6月6日に処分場設置に伴う林地開発許可を出した。<sup>(24)</sup> これで、建設に必要な手続きは完了したことになる。これを受ける形で、いわき市（環境部）も6月19日に開かれた6月定例市議会で「処分場の排水は生物処理、活性炭吸着など三次処理まで行っており、排水が本市に及ぼす影響はないと考える」と答弁し、事実上、市側も県の見解を承認した。<sup>(25)</sup> 同6月にウィズ社は建設工事に着工した。

#### (4) ウィズ社からの10億円の寄付行為をめぐる疑惑

ところが、平成7年6月20日に、ウィズ社が小野町に10億円を寄付する予定であることが明らかになった。<sup>(26)</sup> この10億円という金額は、平成7年度の小野町の一般会計予算（約57億円）の2割弱に相当する。同町ではこの寄付金を処分場周辺の町道約2.8キロメートルの拡幅工事と処分場建設で出る土砂を利用した森林公園（総面積約7ha）建設費用として使用すると説明していた。この金額について『河北新報』（H7年、6月20日）は「建設受け入れの見返り？」という小見出しをつけていた。町当局はこの寄付金について、平成7年3月24日の臨時町議会すでに説明済だそうだが、約3カ月後に一般町民に明らかにされた点に『河北新報』ならずとも「？」と思うものである。

町当局は6月30日の臨時町議会<sup>(27)</sup>で、ウィズ社との処分場建設に伴う町有地賃貸契約案などを賛成多数で可決した。その内容は、山林21.8haを年間2180万円（1m<sup>2</sup>当たり100円）でウィズ社に賃貸する。平成8年から10年間継続して賃貸され、町には総額で約2億3000万円の収入が入ることになる。もちろん、これらの金は結局、ゴミを出す首都圏の自治体が支払うことになる。ゴミ処理の委託料は1m<sup>3</sup>当たり2~3万円が相場である。処分場の埋め立て容量は約86万m<sup>3</sup>であるので、ウィズ社は建設費80億円を差し引いても、ざっと100億円程度の収益を手にすることになる。なお7月に「市民の会」は建設工事の差し止めをめぐって地裁いわき支部に申請した。<sup>(28)</sup>

## 調査報告 「地方」でのゴミ処分場建設と地域間対立

### (5) 小野町住民による反対運動の出現 (平成7年8月~)

平成7年8月にはいって、ようやく小野町民有志が「ふるさとを守る会」を旗揚げした<sup>(29)</sup> (8月6日)。その理由は「町役場から処分場に持ち込まれるゴミの大半が首都圏のものだとは聞いてはいなかった」「いったんゴミを受け入れてしまえば、次は処分場の拡張につながりかねず、素晴らしい生活環境が守れなくなる」「毎日、何十台ものゴミを積んだトラックが町内を走られたらたまらない」などという身近な生活環境の視点からの不満や疑問からのそれであった。そこで、「ふるさとを守る会」は、「水質悪化」を懸念して以前から反対運動を進めていた「いわき市民の会」を招いて学習会を開くなどして、問題点の理解に努めた。そして、その結果として8月25日「ふるさとを守る会」のメンバーが町役場を訪れ、町長に公開質問状を提出した。<sup>(30)</sup> その内容は処分場の安全性などについて21項目の質問から成っていた。さらに、9月3日に「ふるさとを守る会」は小野町で、県内の各地で環境問題に取り組んでいる市民グループ「県水環境ネットワーク」との共催で、「ふるさとは今、県民大会」を開催した。この大会で、各地域で処分場反対活動を展開している各団体の代表がそれぞれの現状を報告した後、「小野町処分場に関する情報が公開されていないため、その実態が不明である」という問題点を訴え、処分場に反対というアピールを採択した。<sup>(31)</sup> そして翌4日に、処分場建設工事の差し止めを求める仮処分申請の第一回審尋が地裁いわき支部で開かれた。ここでウイズ社は申請却下を求める答弁書を提出し、争う姿勢を示した。<sup>(32)</sup>

ところが、11月に森林公园工事現場から出る異臭のする水が夏井川の沢に流れ出る問題が発生した。<sup>(33)</sup> 小野町は沢の上流部と下流部の5ヵ所から水を採取し(11月2日)、その水質検査(39項目)を民間の環境測定業者に依頼した。また住民側も独自に異臭のする水を町が依頼した業者とは別の測定機関に依頼し、さらにいわき市も小野町との境界地点で採水し、その検体を市の公害対策センターに送って、検査した。いわき市の調査結果では、1ℓ当たり0.02mgの溶解性マンガンが検出された。いわき市環境保全課は、水道法に定められた水道水の水質基準0.3mgを下まわっており、問題はないと判断した。これに対して、小野町住民の調査結果<sup>(34)</sup>(いわき明星大学に委託調査)によると、市の調査結果の百倍に相当する1ℓ当たり2.0mgに達していたことが確認された。この量は河川水に通常含まれている値の上限(1ℓ当たり0.18mg)の約十倍に当たる。また11月15日には、県の調査結果<sup>(35)</sup>が報告された。それによると、一部pHの値が高く、水質がアルカリ性化しているものの、有害物質は検出されなかった。また小野町の調査結果<sup>(36)</sup>も11月17日に報告されたが、排水溝やその周辺の水の有害物質は基準限界値以下で問題はなく、また土壤中から有害物質(マンガン)が検出されたが、排水基準以下で問題ない、としていた。

### (6) いわき市議会の動向

こうした中、夏井川の下流に位置するいわき市小川町の保健委員会が「子孫の代まで飲料水・農業用水などで不安な毎日を過ごすことは、住民としてとうてい我慢できない」として、処分場工事

の中止と計画の撤回を求める決議を採択した。<sup>(37)</sup> 公的な地区単位組織での、こうした撤回決議は初めてで、その意義は大きい。また反対運動の機運が高まっている他地区の動向にも影響を与えそうである、と『朝日新聞』(H 7、12月1日)は締めくくっていた。

事実、小野町の処分場問題をめぐって、「市民の会」が市民4万余人の署名を添えて「処分場の建設、操業反対」の請願書を提出し、「処分場はいわき市の水源地にあるので、水質汚染の可能性が高く、いわき市、小野町、業者による三者の公害防止協定も不備である」と主張した。これに対して、12月12日に元市長らが「市民の会」の主張とは相反する請願書をいわき市議会に提出了。<sup>(38)</sup> その内容は、処分場の是非には触れず①監視体制の強化②水質測定結果の公表③いわき市を通らない搬送ルートなどを求めた「条件付き容認」の請願書であった。12月14日に開かれた同市議会市民水道常任委員会では、二つの請願書をめぐって対立したが、採決の結果、反対請願を支持したのは共産、社会両党の2人の委員だけで、多数決により「条件付き容認」請願が採択された。いわき市は平成8年2月8日に、水道水源の安全性確保に向けての具体案を作るために、小野町、ウィズ社と二度目の三者協議を行った。<sup>(39)</sup> その結果、昨年12月の同市議会で採択された住民請願や市議会の意見書で求められている5項目のうち、「公害防止協定失効後の責任の所在の明確化」については「小野町が責任を持って対応する」という方向でまとまった。また「いわき市を通らないごみ搬入ルートの設定」については、小野町から「ルートを5つに分散させることにより、同市内を通るトラックの台数を減らす」とす

る案が出された。

## (7) 建設反対から操業停止への住民運動の転換 (平成8年~)

平成8年3月28日に小野町の一般廃棄物最終処分場が完成した。<sup>(40)</sup> 最終的には、埋め立て地面積は5.9haで、容量は85万7860m<sup>3</sup>で、焼却灰、不燃物残さいを10年間埋め立てる予定でいる。そのゴミの量の99%は埼玉県などの首都圏の12市町村と7広域行政組合<sup>(41)</sup> (対象人口は約290万人) から持ち込まれる。小野町にはこれらの市町村、組合そしてウィズ社との間で「廃棄物の受入れに関する協定書」を結び、この協定を締結しない自治体や行政組合のゴミの搬入は受け付けないとしている。この協定書の大きな柱は、処分場施設の閉鎖後の安全管理について、小野町だけではなく業者とゴミを排出した首都圏の自治体や組合も責任を負う点にある。そして平成8年4月1日から廃棄物の受入れが開始された。

処分場の操業開始に伴って、いわき市も水質調査の定点観測を強化すべく、処分場に近い川前町の山下堰(図5を参照)を含む4ヵ所を観測地点として設定し、毎月一回、pH、川の汚れの指標となるBODの水質検査を行う。さらに、年4回、カドミウム、シアン化合物、有機リン化合物など水質汚濁防止法に基づく24項目を調べる。<sup>(42)</sup>

こうした中、5月1日に、「いわき市民の会」を中心として、小野町の住民、関係する水利権者などが操業停止を求める訴えを地裁いわき支部に起こした。<sup>(43)</sup> この訴訟の原告団は2388人に上り、福島県内の廃棄物処分場の訴訟では最大のものとなつた。原告団の訴えによると、同処分場の操業

## 調査報告 「地方」でのゴミ処分場建設と地域間対立

により、いわき市最大の水源である夏井川の水質が汚染される恐れがあること、また処理される廃棄物のほとんどが首都圏からのものであることから「一般廃棄物の自区内処理」の原則に反する、などとしている。ところが、7月9日に地裁いわき支部は原告住民側に訴訟手数料の不足分を納めるよう求める命令を出した。<sup>44)</sup> 今回、地裁いわき支部が出した命令によると、民事訴訟費用法の規定により、原告が求める「訴えの利益」が値段のない「非財産的利益」であることから、原告一人あたり95万円と算定した。そして原告人数2372人（5月1日の原告数より16人減）分とした上で、訴えの利益の総額を22億5,340万円とし、これを基礎に手数料を562万7,600円と算出した。これに対して原告団は夏井川の水環境保全を求めており、これは「ただ一個の非財産的利益」だとして原告の人数にかかわらず、訴えの利益の総額を95万円として算定し、この金額を基準として算定した手数料8,200円を支払っていた。しかし同支部は原告側のこの算定を認めず、手数料不足として、追加して納めるよう「補正命令」を出した。原告側はこの命令を拒否する構えであるが、提訴以来2ヵ月以上がたっても本来の口頭弁論の日程も立たないまま、原告側が「門前払い」となる恐れも出てきた。このため、本来の処分場反対運動も宙に浮いた形となってしまった。

以上的小野町の一般廃棄物処分場建設をめぐる経緯から判ることは、やはり首都圏の各自治体は一般廃棄物の「自区内処理の原則」を深く考えずに、安易に過疎化が進んだり経済力が低下した「地方」に大量のゴミを越境処理させている事実である。この「越境処理」というゴミの垂れ流し状態を是認する今日的傾向では、首都圏で盛んに

唱えられている「リサイクル社会の構築」などは単なる掛け声だけで終わってしまうであろう。また許認可権を持つ福島県は、その建設予定地近くの地域住民の同意を事前に求めておらず、このことも本来、何らいがみ合う必然性のない両地域（いわき市民と小野町）に対立状態を、挙句の果てには裁判事件をも引き起こす要因となっていた。

## 4. おわりに

小野町での一般廃棄物処分場の建設問題は、ゴミの越境処理をめぐる「首都圏VS.地方」という対立構図の他に、「地方」でもその処分場建設地をめぐって深刻な地域間対立をもたらした。それは、水源地という水環境をめぐる夏井川の上流住民と下流住民の対立である。廃棄物処分場が「迷惑施設」と認識されているためか、誘致した自治体側でも人目につきにくい山の中や入谷などに設置するケースが多い。しかし、これらの土地は一般に飲料水の水源地でもある。そのため、万一、ここが汚染され続けるならば、それは同時に下流の流域住民の飲料水の汚染となり、彼らの生活、否、生命の維持それ自体を危うくしかねない重要な問題となる。すなわち、河川の上流住民にとってはたかがゴミ問題であるが、下流住民にとっては、この問題は彼らの生存権侵害の問題とも直結しているのである。この点を熟慮した上で、河川上流域の各自治体は「企業」誘致を行うべきである。

また、一步踏み込ませて頂くならば、過疎化が進んで、経済力が低下した自治体は財政的に独り立ちできず、中央（国や県そして首都圏）依存型

の構造に陥りやすい。この点は、平成 9 年版の『地方財政白書』が指摘している通りである。このような自主財源の少ない自治体がその財政力を回復しようとして「地域開発」に乗り出しても、その「地域開発」資金は「中央」(首都圏)からの投資を期待せざるを得ない。そしてこの点で、中央依存型の開発を強いられることになる。しかも、誘致可能な「企業」とは、「中央」での住民たちが「不必要」として拒否ないし反対したために、地元に造りにくく「迷惑施設」などであるケースが多い。これでは、「地方」の自治体とは首都圏など「中央」に位置する各自治体の「尻拭い」をするための手段に成ってしまい、「地方」の地元住民の「自治体」としての体裁を成していないのではないだろうか。

そこで、この自治問題と上記の環境問題とをからめて考えてみると、このような過疎化の進んだ、それ故に自主財源が乏しい自治体は無理に「中央」依存の「地域開発」などせず、その豊かな自然(例えば、水資源など)を武器に、その下流流域の自治体との緩やかな連合体をめざして行くべきではないだろうか。すなわち、『地方財政白書』がいみじくも強調しているように、このような「地方」自治体は「今後の高齢化の一層の進展などをも見据えて、〔近隣の財政的に余裕のある自治体と〕自主的合併をより積極的に推進する必要がある」(224 頁) ように思われる(傍点は引用者)。

### (註)

- (1) 田口正巳『ごみ問題最前線』(新日本新書、1992 年)
- (2) 柳田國男「地方文化建設の序説」(『定本柳田

- 國男集』第 29 卷、筑摩書房)
- (3) 「産廃、本県は関東一の適地!」(『読売新聞(千葉版)』1996 年 11 月 30 日)
  - (4) 山本健「ゴミ問題にみる中央と地方の不平等構造(上)(下)」『環境情報研究』(千葉敬愛短大紀要) 創刊号(1993 年) 第 2 号(1994 年)
  - (5) 山本健「過疎地域におけるゴミ処理場と周辺都市の対応」『環境情報研究』(千葉敬愛短大紀要) 第 4 号(1996 年)
  - (6) 『福島県勢要覧、平成 5 年版』
  - (7) 「どうなる処分場—いわき・小野町ごみ紛争—(中)」(『河北新報』1995 年 7 月 15 日)
  - (8) 「係争 小野町のゴミ処分場 法廷の場で決着へ」(『福島民友』1996 年 5 月 12 日)
  - (9) 高杉晋吾『産業廃棄物』(岩波新書、1991 年)

### 40 頁

- (10) 註(8)を参照
- (11) 「県外のゴミ引き受けます。小野町が処理場誘致」(『福島民友』1993 年 11 月 20 日)
- (12) 「どうなる処分場—(下)」(『河北新報』1995 年 7 月 18 日)
- (13) 註(8)を参照
- (14) 「小野の処分場計画、規模縮小求め意見」(『河北新報』1995 年 11 月 23 日)
- (15) 「小野の廃棄物処分場問題、関係自治体に質問状」(『読売新聞(福島版)』1994 年 3 月 3 日)
- (16) 「建設は埼玉の業者の手で」(『読売新聞(福島版)』1994 年 1 月 8 日)
- (17) 「小野に計画の廃棄物処分場、業者に縮小検討指導」(『福島民友』1994 年 3 月 25 日)
- (18) 「最終処分場建設で公害防止協定締結」(『福島民友』1995 年 4 月 29 日)

## 調査報告 「地方」でのゴミ処分場建設と地域間対立

- (19)「小野町への廃棄物処分場設置許可、県、水利権者の同意を得ず」(『河北新報』1995年5月7日)「水利権者の同意を問う」(『河北新報』1995年5月13日)
- (20)「許可取り消し訴訟へ」(『河北新報』1995年5月14日)「反対する会を結成」(『読売新聞(福島版)』1995年5月15日)「廃棄物処理場反対で市民の会」(『福島民友』1995年5月15日)
- (21)「林地開発許可はまだ」(『河北新報』1995年5月16日)
- (22)「県に設置許可取り消し要請書」(『河北新報』1995年5月19日)「市民の会、取消し申し入れ」(『福島民友』1995年5月19日)「流域住民、撤回申し入れ」(『福島民友』1995年5月19日)
- (23)「排水、夏井川に注ぐも同じ」(『河北新報』1995年5月29日)「見学会で現状視察」(『福島民報』1995年5月30日)
- (24)「小野の処分場で林地開発を許可」(『福島民報』1995年6月7日)
- (25)「小野の廃棄物処分場の影響なし－いわき市議会で市」(『福島民報』1995年6月20日)
- (26)「廃棄物処分場計画のウソ、10億円寄付します」(『河北新報』1995年6月20日)「町、業者の多額寄付予定」(『読売新聞(福島版)』1995年6月21日)「業者が10億円寄付、多額な土地賃貸料」(『河北新報』1995年8月25日)
- (27)「処分場の町有地賃貸契約、賛成多数で可決」(『河北新報』1995年7月1日)「用地賃貸契約を可決」(『福島民報』1995年7月1日)
- (28)「建設中止の仮処分申請」(『読売新聞』(福島版)1995年7月25日)「建設差し止め仮処分を申請」(『福島民報』1995年7月25日)
- (29)「素晴らしい生活環境を守ろう」(『河北新報』1995年8月7日)「小野の処分場問題、新局面に。地元住民も『守る会』結成」(『毎日新聞(福島版)』1995年8月13日)「町有地賃貸で住民監査」(『産経新聞』1995年8月17日)
- (30)「反対住民が公開質問状」(『福島民友』1995年8月26日)「小野町長に質問状」(『福島民報』1995年8月26日)
- (31)「『ゴミ処分場反対』採決」(『福島民友』1995年9月4日)
- (32)「会社側は争う姿勢」(『福島民友』1995年9月5日)
- (33)「小野・夏井川異臭水流出、町が5ヵ所から採水」(『河北新報』1995年11月3日)
- (34)「いわき市が異臭水調査、水質には問題なし」(『河北新報』1995年11月14日)
- (35)「有害物質検出されず、小野処分場の周辺調査」(『福島民友』1995年11月16日)
- (36)「有害物質は基準以下、小野の異臭排水で町が水質調査」(『福島民報』1995年11月18日)
- (37)「小野町の処分問題、保健委員会が撤回決議」(『朝日新聞』(福島版)1995年12月1日)
- (38)「いわき元市長ら請願提出」(『福島民友』1995年12月13日)
- (39)「協定失効後、町が責任」(『朝日新聞(福島版)』1996年2月9日)
- (40)「小野町の一般廃棄物最終処分場完成、調印、来月から操業」(『読売新聞(福島版)』1996年3月29日)「来月1日にも操業開始」(『河北新報』1996年3月22日)

## 環境情報研究 第 5 号

(41) 平成 5 年の埼玉県のゴミ発生量は 222 万トンに達する。埋め立て量は 35 万トンで、このうち 16 万トンが県外に搬出されている。  
(「どうなる処分場－中」『河北新報』1995年  
7月 15 日)

(42) 註 8 を参照

(43) 「小野のゴミ処分場下流域住民、操業停止を求めて提訴」(『福島民友』1996年 5月 2日)

(44) 「集団訴訟に手数料の壁、原告は 562 万円払え」(『福島民友』1996 年 7 月 10 日)

※本稿の資料収集・整理にあたり、学生上野綾子さんの協力を得た。ここに謝意を表す。